

令和 7 年 12 月 10 日

令和 7 年 第 3 回 神奈川 県 議 会 定 例 会

産 業 労 働 常 任 委 員 会 報 告 資 料

産 業 労 働 局

目 次

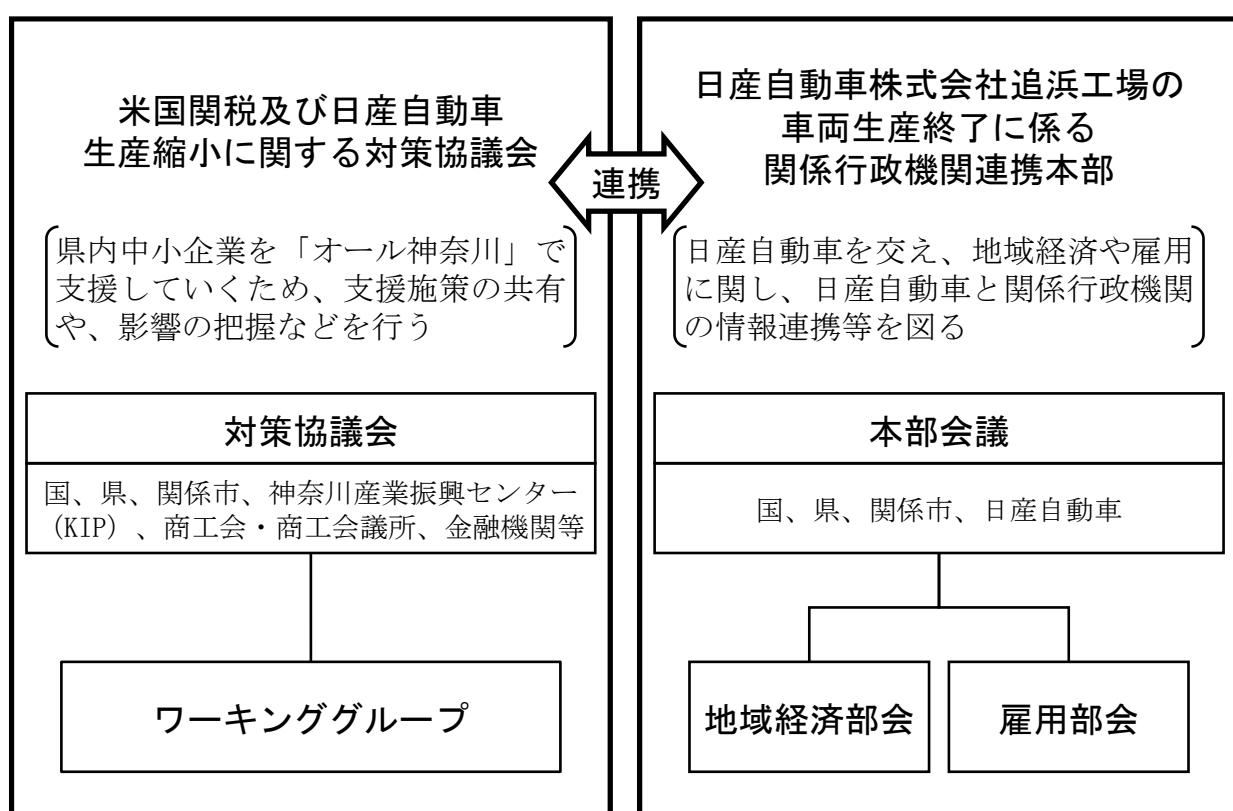
ページ

I	米国関税及び日産自動車生産縮小への対応	1
II	国際ビジネス振興の取組	3
III	中小企業制度融資	15
IV	第12次神奈川県職業能力開発計画（素案）の概要	18
V	職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例の概要	23

I 米国関税及び日産自動車生産縮小への対応

1 連携体制

県は、米国関税及び日産自動車生産縮小への対応を目的として、県内中小企業を「オール神奈川」で支援していくため、支援施策の共有や、影響の把握などを行うための「米国関税及び日産自動車生産縮小に関する対策協議会」（以下単に「対策協議会」という。）を設立した。また、日産自動車を交え、地域経済や雇用に関し、日産自動車と関係行政機関の情報連携等を図るための「日産自動車株式会社追浜工場の車両生産終了に係る関係行政機関連携本部」（以下「連携本部会議」という。）を設置する等、必要な連携体制を構築して対応を行っている。



2 主な出来事

年 月 日	内 容
令和7年4月2日	相互関税に係る米国大統領令の発表
4月4日	「米国関税措置等に伴う中小企業向け特別相談窓口」の設置
5月12日	「原油・原材料高騰等対策特別融資」の対象拡大（米国関税により影響が生じる中小企業等の追加）
5月13日	日産自動車の発表（経営再建計画「Re:Nissan」）
5月23日	知事と日産自動車社長との面会
5月27日	関係市（横浜市、横須賀市、平塚市及び厚木市）との打合せ

年 月 日	内 容
5月28日	日産自動車追浜工場及び日産車体湘南工場の閉鎖報道に係る情報交換会（県内33市町村）
6月9日	県庁内における日産自動車の生産縮小等に係る対策本部（以下「県庁内対策本部」という。）（第1回）の開催
6月11日	対策協議会（第1回）の開催
7月15日	日産自動車の発表（追浜工場における車両生産の令和9年度末の終了等）
	日産車体の発表（湘南工場はあらゆる可能性を検討する等）
7月16日	「日産自動車の車両生産終了等に伴う中小企業向け特別相談窓口」の設置
	関係市（横浜市、横須賀市、平塚市及び厚木市）との打合せ
	県庁内対策本部（第2回）の開催
7月17日	知事と日産自動車社長との面会
7月25日	連携本部会議（第1回）の開催
7月28日	対策協議会のワーキンググループ（以下「対策協議会ワーキンググループ」という。）（第1回）の開催
8月28日	中小企業向けの支援施策リーフレットの公表
8月29日	国への要望（厚生労働大臣及び経済産業大臣）
9月4日	連携本部会議の地域経済部会（第1回）及び雇用部会（第1回）の開催
	米国関税に関する日米合意の履行に係る米国大統領令の発表
9月8日	「原油・原材料高騰等対策特別融資」の対象拡大（日産自動車生産縮小により影響が生じる中小企業等の追加）
9月12日	影響把握のための神奈川産業振興センターによるアンケート（第1回）の結果公表
10月3日	対策協議会ワーキンググループ（第2回）の開催
10月14日	県 令和7年度9月補正予算 可決 (自動車部品サプライヤーの新事業分野進出の支援等)
10月29日	日産車体の発表（湘南工場のサービス部品生産工場としての活用等）
11月6日	日産自動車社長から知事への電話報告（本社資産を用いたセール・アンド・リースバック）
11月10日	影響把握のための神奈川産業振興センターによるアンケート（第2回）の開始（回答期限は12月7日）

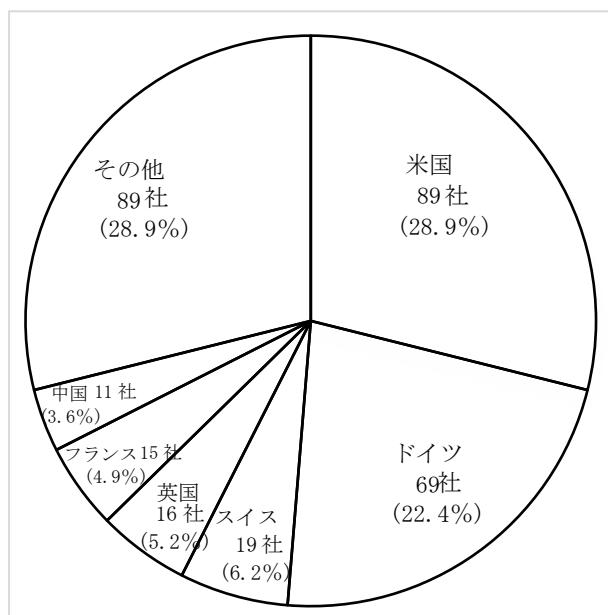
II 国際ビジネス振興の取組

1 外国企業の誘致

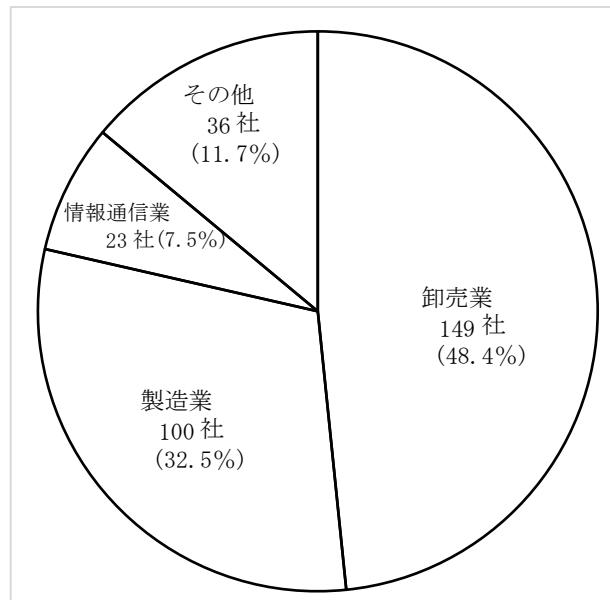
(1) 県内に本社を置く外国企業

民間の調査（2025年）によると、県内に本社を置く外国企業は308社で、親会社の国籍別では、米国が89社(28.9%)、ドイツが69社(22.4%)となっており、業種別では、卸売業が149社(48.4%)、製造業が100社(32.5%)となっている。

県内に本社を置く外国企業
(親会社の国籍別)



県内に本社を置く外国企業
(業種別)



出典：東洋経済新報社「外資系企業総覧 2025年版」

(2) 県の支援により誘致した外国企業

(件)

地域	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (11月30日現在)
アジア	7	12	6
北米	3	3	2
欧州・その他	2	3	1
合計	12	18	9

(3) 令和7年度の主な取組の実施状況

ア かながわビジネスサポートセンター（IBSCかながわ）の運営

県内に初めて拠点を設置する外国企業等が拠点立上げの際に利用できる無料スタートアップオフィスの提供をはじめ、対日投資アドバイザーによるビジネス立上げの各種サポートを提供

- ・部屋数：4部屋
- ・利用状況：延べ2社（11月30日現在）

イ 外国企業向けレンタルオフィスの運営

外国企業誘致促進のため、産業貿易センタービル内にレンタルオフィスを整備し、外国企業に有償で貸付

- ・部屋数：6部屋
- ・利用状況：延べ6社（11月30日現在）

ウ 外国企業立上げ支援補助金

外国企業の立上げを支援するため、専門家によるコンサルティングや会社設立手続き等に係る費用の一部を補助

- ・対象分野：未病関連産業、ロボット関連産業、脱炭素関連産業、観光関連産業、先端素材関連産業、先端医療関連産業、IT／エレクトロニクス関連産業、輸送用機械器具関連産業、地域振興型産業（横須賀三浦地域及び県西地域のみ）
- ・補助額：拠点設立時の経費の2分の1（上限200万円）
- ・交付決定件数：2件（11月30日現在）

エ 海外駐在員による企業誘致活動

企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」により海外から企業を本県に呼び込むため、海外駐在員が現地で誘致活動を実施

- ・誘致活動件数：148件（11月30日現在）

オ 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）と連携した取組

海外56か国に76の事務所を有するジェトロと連携し、ジェトロの海外事務所が発掘した対日投資有望企業のうち、本県進出に関心がある企業に対し、誘致活動を実施

カ 海外での外国企業誘致セミナー

外国企業の県内誘致を図るため、海外における誘致プロモーションを実施

(ア) 韓国

- ・開催日：令和7年7月17日
- ・開催地：京畿道
- ・参加者：約100名

(イ) ベトナム

- ・開催日：令和7年11月12日
- ・開催地：ホーチミン
- ・参加者：約100名

キ 外国企業の定着支援

県内進出後の外国企業を支援するため、モビリティ分野をテーマとした「外資系企業サポートセミナー」を開催

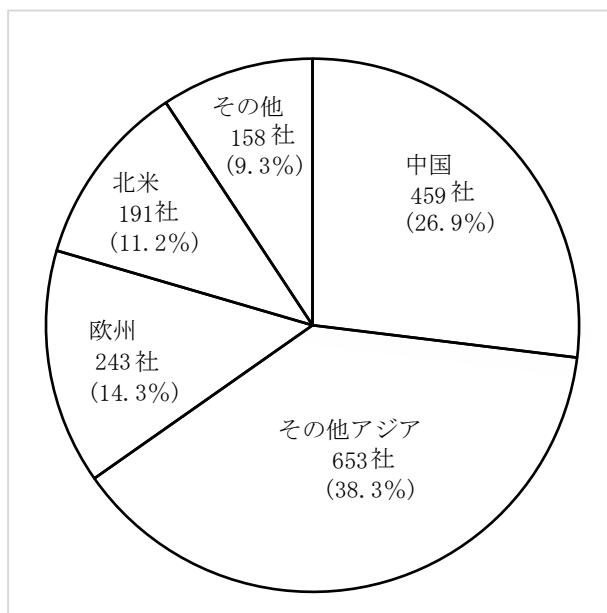
- ・開催日：令和8年1月22日（予定）
- ・場 所：TECH HUB YOKOHAMA

2 県内中小企業の海外展開支援

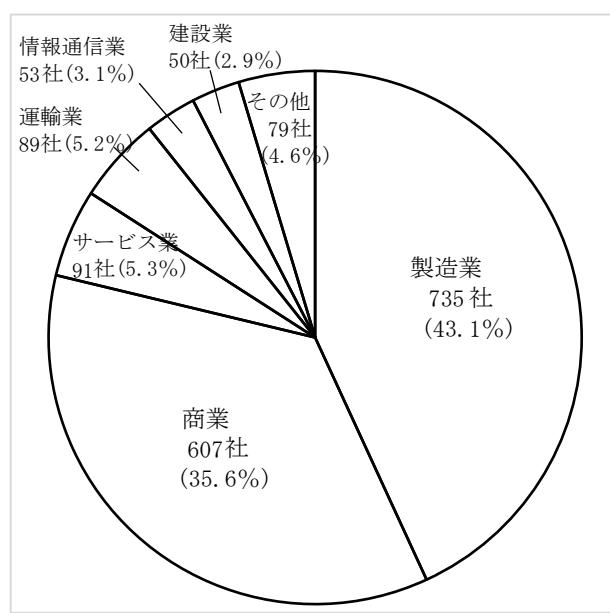
(1) 県内企業の海外進出状況

民間の調査(2025年)によると、海外に進出している県内企業は1,704社で、進出地域別では、中国が459社(26.9%)、その他アジア地域が653社(38.3%)と、合計1,112社がアジア地域で全体の65.3%を占めており、業種別では、製造業が735社(43.1%)、商業が607社(35.6%)となっている。

県内企業の海外進出数
(進出地域別)



県内企業の海外進出数
(業種別)



出典：東洋経済新報社「海外進出企業総覧 2025年版」

(2) 海外展開を希望する県内企業への個別支援件数 (件)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (11月30日現在)
経済動向等に係る情報提供	403	424	303
海外展示会への出展支援	135	204	133
現地企業の紹介等	125	71	42
工業団地の視察アレンジ等	75	37	6
合計	738	736	484

(3) 令和7年度の主な取組の実施状況

ア 海外の経済動向等に関するセミナーの開催

(ア) 米国・メリーランド州との連携によるセミナー

県の友好交流先である米国メリーランド州と連携し、ライフサイエンスをテーマとしたセミナーを開催

- ・開催日：令和7年4月15日
- ・場 所：Shimadzu Tokyo Innovation Plaza
- ・参加者：80名

(イ) 「ウクライナ復興支援ビジネスセミナー」

ジェトロ・キーウ事務所長の一時帰国の機会を捉え、ウクライナの最新の投資環境や経済動向を紹介するセミナーを開催

- ・開催日：令和7年5月15日
- ・場 所：神奈川中小企業センタービル
- ・参加者：116名

(ウ) 「アフリカビジネスセミナー」

アフリカ開発会議（TICAD 9）の県内開催の機会を捉え、アフリカの最新の投資環境や経済動向を紹介するセミナーを（公財）神奈川産業振興センターと連携し、開催

- ・開催日：令和7年7月23日（オンライン）
- ・参加者：86名

(エ) 「エジプトビジネスセミナー」

ジェトロ・カイロ事務所の所長の一時帰国の機会を捉えて、エジプトの最新の投資環境や経済動向を紹介するセミナーを開催

- ・開催日：令和7年7月25日
- ・場 所：横浜シンポジア
- ・参加者：56名

(オ) 「ライフスタイル関連商品輸出セミナー」

ライフスタイル関連の県内中小企業の海外展開を支援するため、商品の輸出のノウハウなどを紹介するセミナーを開催

- ・開催日：令和7年7月30日（オンライン）
- ・参加者：33名

(カ) 「ベトナムビジネスセミナー」

県内中小企業のベトナムへの事業展開を支援するため、ベトナムの最新の投資環境や経済動向を紹介するセミナーを開催

- ・開催日：令和7年9月5日
- ・場 所：神奈川中小企業センタービル

- ・参加者：61名
- (キ) 「神奈川県海外駐在員報告会」
県内中小企業の海外展開を支援するため、海外駐在員等から最新の経済事情や県内中小企業への支援事例等について紹介するセミナーを開催
 - ・開催日：令和7年10月21日
 - ・場 所：神奈川中小企業センタービル
 - ・参加者：62名
- (ク) 「ドイツビジネスセミナー」
ジェトロ・デュッセルドルフ事務所の所長の一時帰国の機会を捉えて、ドイツの最新の政治・経済動向を紹介するセミナーを開催
 - ・開催日：令和7年12月3日
 - ・場 所：Kawasaki-NEDO Innovation Center (K-NIC)
 - ・参加者：65名

イ 海外展示会等での共同出展支援

海外の展示会等において、複数の県内中小企業による「神奈川ブース」を設置し、現地での販路開拓等を支援

- (ア) 「重慶グローバル半導体産業展覧会 (G S I E)」
 - ・開催日：令和7年5月8日から10日まで
 - ・場 所：中国・重慶
 - ・参加企業：5社
- (イ) 「N Y N O W S u m m e r 2025」
 - ・開催日：令和7年8月3日から5日まで
 - ・場 所：米国・ニューヨーク
 - ・参加企業：9社
- (ウ) 「F B C アセアン 2025 ものづくり商談会」
 - ・開催日：令和7年9月17日から19日まで
 - ・場 所：ベトナム・ハノイ
 - ・参加企業：2社
- (エ) 「F O O D J a p a n 2025」
 - ・開催日：令和7年10月16日から18日まで
 - ・場 所：シンガポール
 - ・参加企業：5社
- (オ) 「ベトナムF O O D E X P O 2025」
 - ・開催日：令和7年11月12日から15日まで

- ・場 所：ベトナム・ホーチミン
 - ・参加企業：5社
- (カ) 「『伝統と先端と』～日本の地方の底力～」
- ・開催日：令和7年11月18日から29日まで
 - ・場 所：フランス・パリ
 - ・参加企業：3社
- (キ) 「IMTEX Forming 2026」
- ・開催日：令和8年1月21日から25日まで（予定）
 - ・場 所：インド・バンガロール
- (ク) 海外展示会への出展等助成
- （公財）神奈川産業振興センターを通じた、海外展示会の出展料及びPR動画の作成費等に対する助成
- ・交付決定件数：23件（北米6社、欧州6社、ベトナム4社、その他アジア4社、PR動画作成3社）

ウ 現地企業との商談会等の開催

現地企業との商談会等を開催し、県内中小企業の海外販路開拓等を支援

- (ア) 「輸出商談会 in 神奈川」
- 海外への販路を持つライフスタイル関連の輸出商社や海外バイヤーと、県内中小企業との商談会を開催
- ・開催日：令和7年9月2日
 - ・場 所：神奈川中小企業センタービル
 - ・参加企業：34社
- (イ) 「タイ・ビジネス商談会」
- ・開催日：令和7年9月19日
 - ・場 所：タイ・バンコク
 - ・参加企業：8社
- (ウ) 中国におけるライフスタイル関連商品の販路開拓支援
- ・開催日：令和7年11月6日から30日まで
 - ・場 所：中国・上海
 - ・参加企業：5社
- (エ) 食品販路開拓事業 in タイ
- ・開催日：令和7年12月5日から7日まで
 - ・場 所：タイ・チョンブリー県
 - ・参加企業：8社

- (オ) フランスにおけるライフスタイル関連商品等の販路開拓支援
・開催日：令和8年2月1日から28日まで（予定）
・場所：フランス・パリ

エ 「神奈川インダストリアルパーク事業」の実施

県内中小企業の進出ニーズが高いベトナムにおいて、6つの工業団地及び2つのオフィス運営会社と連携し、進出の準備段階から操業後まで総合的にサポートする「神奈川インダストリアルパーク事業」を実施

(ア) 連携する工業団地

- a 第二タンロン工業団地（フンイエン省）
- b ドンバンⅢ工業団地（ニンビン省）
- c フオーノイA工業団地内
 - I D I 第1、3レンタル工場（フンイエン省）
- d タンキム工業団地及びタンキム拡張工業団地内
 - K I Z U N A R e a d y サービス工場（タイニン省）
- e 第三タンロン工業団地（フート省）
- f キンバンI工業団地（ニンビン省）

(イ) 連携するオフィス

- a F L E S T A S e r v i c e d O f f i c e（ハノイ市）
- b Z E N P L A Z A サービスオフィス及びM. O. R. Eビルレンタルオフィス（ホーチミン市）

(ウ) 進出企業の状況（平成27年度からの累計）

進出企業：14社

オ 神奈川県企業会

既に海外に進出している県内中小企業を対象として、現地での事業展開を支援するため、海外3か国（ベトナム、タイ、中国）でビジネスセミナーや企業視察、企業交流会などを実施

3 海外事務所のあり方

(1) 現行配置

区分	事務所設置			研修派遣
	東南アジア事務所	北米事務所	大連・神奈川 経済貿易事務所	
配置先	シンガポール	米国・ニューヨーク	中国・遼寧省	横浜銀行バンコク 駐在員事務所
所管地域	アセアン各国 (※1)、インド	米国、カナダ メキシコ	中国、台湾等 の東アジア	タイ・バンコク
運営者	県・ジェトロ	県・ジェトロ	KIP	
赴任期間	2年間 (※2)	2年間 (※2)	3年間	横浜銀行 2年間

※1 インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、
タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア

※2 同じ職員がシンガポール及びニューヨークに各2年間赴任

(2) 主な業務

ア 外国企業誘致プロモーション活動

現地での対日投資案件の発掘及び個別企業訪問等を通じ、外国企業の本県誘致を促進

イ 県内中小企業の海外展開支援

海外展示会や商談会での現地支援等を通じ、県内中小企業の販路拡大及び直接進出を支援

ウ 現地ビジネス情報の収集及び提供

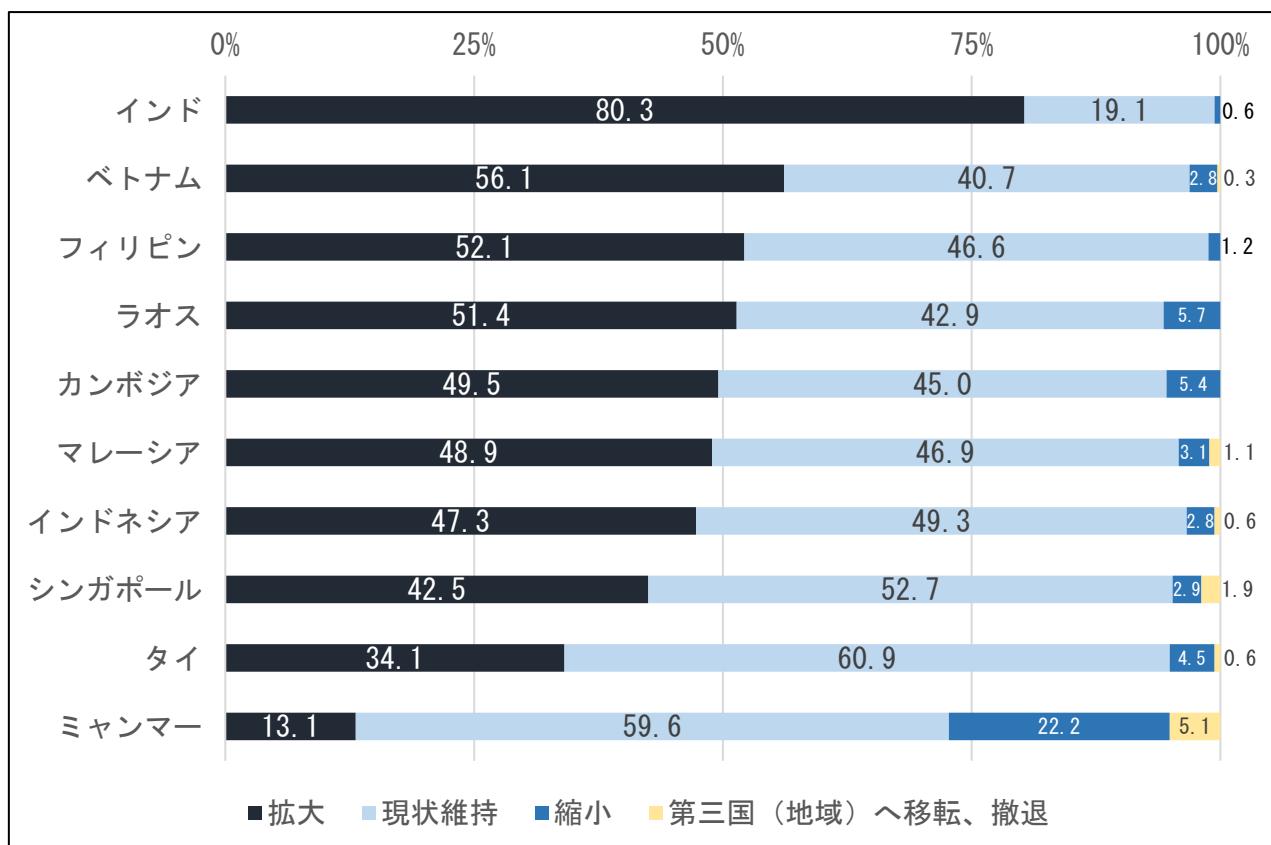
エ その他本県の海外関連事業に関する連絡調整 等

(3) 企業の動向等

ア 企業の海外展開ニーズ

インドやベトナムに高いニーズがある一方、タイへの事業拡大を検討する企業の割合は、相対的に低くなっている。

【日系企業による事業展開ニーズ】



出典：(独) 日本貿易振興機構「2024年度海外進出日系企業実態調査（アジア・オセアニア編）」

イ 外国企業の進出状況

県内への外国企業の誘致（令和3～7年度）については、米国（15件）、中国（14件）、ベトナム（12件）が特に多くなっている。

【国別・地域別誘致件数（令和3～7年度）】

地域	件数	国別内訳
東南アジア	18	ベトナム12件、シンガポール3件、インド、タイ、マレーシア 各1件
北米	17	米国15件、カナダ、メキシコ 各1件
東アジア	20	中国14件、台湾4件、韓国2件
欧州・その他	12	ドイツ5件、英国、フランス、イタリア、スウェーデン、スイス、オランダ、ニュージーランド 各1件

ウ 主要各国の経済指標

米国及び中国で世界の名目GDPの約4割を占める一方、ベトナムやインドなどの新興国は高い経済成長率を誇っている。

【主要各国の経済指標】

区分	人口 (億人)	平均年齢 (歳)	名目GDP (兆米ドル)	1人あたり GDP (米ドル)	経済 成長率 (%)
日本	1.2	49.4	4.0	32,440	0.1
米国	3.5	38.3	29.3	86,140	2.8
欧州	7.5	42.5	27.2	36,740	1.8
中国	14.2	39.6	18.8	13,310	5.0
インド	14.5	28.4	3.9	2,690	6.5
ASEAN	6.9	30.8	4.0	5,750	4.8
インドネシア	2.8	30.1	1.4	4,960	5.0
シンガポール	0.06	35.7	0.5	90,670	4.4
タイ	0.7	40.1	0.5	7,490	2.5
フィリピン	1.2	25.7	0.5	4,080	5.7
ベトナム	1.0	32.9	0.5	4,540	7.1
マレーシア	0.4	30.5	0.4	12,620	5.1

出典：United Nations Data Portal Population Division 2024

国際通貨基金（IMF）DATA MAPPER GDP, Current prices 2024 ほか

(4) 課題

ア 米国関税措置等により、世界経済の先行きに不透明感が残る中、現地の最新動向を把握し県内企業への支援や外国企業の誘致に取り組む必要がある。

イ 経済成長著しいASEAN・インドへの多様な企業ニーズに十分に対応する必要がある。

ウ 横浜銀行バンコク駐在員事務所は、企業のタイへの新規進出ニーズが減少しているほか、研修派遣という形態であるため、横浜銀行の業務の範囲内での活動となり、県主導の活動に制約が大きい。

エ これまで米国ビザの新規取得が煩雑であったため、安定的に職員を派遣することが難しかった。

(5) 今後の方向性

海外事務所について、以下の方向で取組を進める。

- ア 新たにベトナム・ハノイに（公財）神奈川産業振興センターと連携して海外事務所を設置する方向で調整を進め、県内中小企業への支援や企業誘致等の取組を強化する。
- イ ベトナムに海外事務所を設置した場合、その他の ASEAN 諸国やインドについては、東南アジア事務所を活用し、一層の企業支援に取り組む。
- ウ 横浜銀行バンコク駐在員事務所への研修派遣については、今年度までとする方向で同行と調整を行う。
- エ 米国への赴任について、ジェトロが従来の企業内転勤ビザから外交・公用ビザに切り替えたため、安定的なビザ取得が可能となった。これに伴い、これまで同じ職員がシンガポール及びニューヨークに各2年間赴任していたが、今後は、それぞれの事務所に別の職員が赴任するとともに、かつ赴任期間を延長する方向で調整を進め、現地での活動を充実させる。

Ⅲ 中小企業制度融資

中小企業者等が県内で行う事業活動に必要な資金を円滑に調達できるよう、県・県信用保証協会・金融機関の三者が連携して支援する制度である。

1 令和7年度（9月末）の実績

令和7年度（9月末）の融資実績は、5,796件（対前年度同期比98.6%、78件減）、962億円（対前年度同期比86.8%、146億円減）となった。

（単位：件、億円）

区分		令和5年度 (9月末)		令和6年度 (9月末)		令和7年度 (9月末)		増減額 R7.9-R6.9
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	
経営安定型資金	経営安定資金	487	117	511	129	2,087	503	374
	新型コロナウイルス関連融資	176	41	13	7	12	6	△1
	売上・利益減少対策融資【新型コロナウイルス要件】	1	0	—	—	—	—	—
	新型コロナウイルス対策特別融資（4号別枠）	165	38	2	1	—	—	皆減
	事業再生サポート融資（感染症対応枠）	10	3	11	6	12	6	0
	売上・利益減少対策融資（新型コロナウイルス要件を除く）	231	50	362	78	1,762	387	309
	売上利益減少対策融資	46	7	51	12	42	9	△3
	原油・原材料高騰等対策特別融資	185	43	311	66	1,720	378	312
	うち、原油・原材料高騰等対策特別融資（小口）	—	—	52	2	—	—	皆減
	セーフティネット保証5号	25	7	62	18	159	56	38
	借換支援融資	43	15	54	18	100	31	13
	経営力強化サポート融資	—	—	2	1	14	3	2
	リターンアシスト長期保証融資	7	2	10	3	4	1	△2
	事業再生サポート融資（新型コロナウイルス要件を除く）	0	0	0	0	35	16	16
	災害対応融資	—	—	1	0	0	0	0
	その他	5	0	7	1	1	0	△1
体質強化型資金	小口零細企業保証資金	981	50	1,225	63	1,264	70	7
	うち、小口零細企業保証資金（ミニ）	—	—	246	6	155	4	△2
	小規模事業資金	553	65	591	75	670	80	5
	事業振興資金	2,360	556	2,895	783	1,044	246	△537
	新型コロナウイルス関連融資	1,840	437	2,142	609	0	0	△609
	コロナ新事業展開対策融資	274	35	5	0	—	—	皆減
	伴走支援型特別融資	1,566	402	1,561	448	—	—	皆減
	かながわ伴走支援型特別融資	—	—	576	161	—	—	皆減
	事業振興融資	488	108	707	161	738	160	△1
	生産性向上支援融資	13	5	17	7	27	11	4
対応支援型資金	新たな事業展開対策融資	12	3	21	3	19	2	△1
	協調支援型特別融資	—	—	—	—	245	67	皆増
	その他	7	1	8	1	15	3	2
	ライフステージ別資金	644	50	652	55	731	60	5
	(創業期) 創業支援融資等	628	46	634	51	721	58	7
対応支援型資金	(再生期) 事業承継関連融資	7	2	10	2	4	1	△1
	政策連動資金	9	1	8	1	6	0	△1
	合計	5,025	840	5,874	1,108	5,796	962	△146

*各融資メニューの金額は億円未満の端数を切捨て。端数処理の関係で、資金ごとの合計金額の計と「合計」欄の金額が一致しない場合がある。

(1) 利用が増加した融資

ア 「原油・原材料高騰等対策特別融資」

原油・原材料価格上昇等の影響を受けた中小企業者等からの資金需要が引き続き高く、また、県が信用保証料を2分の1補助したため。

イ 「協調支援型特別融資」

国の「協調支援型特別保証」制定に合わせて、令和7年4月に新設した。また、金融仲介機能の一層の強化を図ることを目的として、国が信用保証料を2分の1補助したため。

(2) 利用が減少した融資

ア 「伴走支援型特別融資」、「かながわ伴走支援型特別融資」

令和6年度に取扱いを終了したため。

2 令和7年度の主な取組

(1) 経営安定型資金（緊急的な資金需要への対応）

ア 「原油・原材料高騰等対策特別融資」の拡充

米国関税措置及び日産自動車株式会社の生産縮小の影響を受ける中小企業者等を融資対象に追加した。また、令和7年9月までとしていた信用保証料補助（2分の1補助）の拡充期間を令和8年3月まで延長した。

イ 「事業再生サポート融資（経営改善・再生支援強化枠）」の新設

資材高騰や物価高、人手不足等による影響を受ける中小企業者等の早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、国の「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）」制定に合わせて、令和7年4月に新設した。

(2) 体質強化型資金（「稼ぐ力」の回復・強化）

ア 「協調支援型特別融資」の新設

金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより、金融仲介機能の一層の強化を図るため、国の「協調支援型特別保証」制定に合わせて、令和7年4月に新設した。

(3) 特別相談窓口の設置及び融資対象の拡充

ア 米国関税措置

令和7年4月に特別相談窓口を設置し、同年5月に米国関税措置の影響を受ける中小企業者等を「原油・原材料高騰等対策特別融資」の融資対象に追加した。

イ 日産自動車株式会社の生産縮小

令和7年7月に特別相談窓口を設置し、同年9月に日産自動車株式会社の生産縮小の影響を受ける中小企業者等を「原油・原材料高騰等対策特別融資」の融資対象に追加した。

IV 第12次神奈川県職業能力開発計画（素案）の概要

1 計画の趣旨

県では、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）に基づき、1973（昭和48）年以降、第11次にわたり、「神奈川県職業能力開発計画（以下「計画」という。）」を策定し、神奈川における職業訓練の充実や、技術・技能の振興などの施策を展開してきた。

第11次計画は、2025（令和7）年度末で計画期間が満了することから、人口減少や雇用慣行及び産業構造の変化、技術革新など、職業能力開発を取り巻く環境の変化に対応した施策を総合的かつ計画的に推進するため、第12次計画を策定する。

2 計画の性格

- (1) 法第7条第1項に基づく「都道府県職業能力開発計画」として位置付ける。
- (2) 県の総合計画である「新かながわグランドデザイン」を踏まえ、特定課題に対応する個別計画として策定する。

○ 新かながわグランドデザイン基本構想（令和6年3月策定）（抄）

（多様な人材が活躍できる社会づくり）

働く意欲のあるすべての人々が、その能力を高め、新たなキャリア形成に挑戦できるよう、必要な職業能力開発の機会を提供し、企業や求職者のニーズに応じた産業人材育成を図ります。また、ものづくり技術・技能の承継を支援し、技術・技能が尊重される社会づくりに取り組みます。

3 計画の期間

2026（令和8）年度から2031（令和13）年度までの6年間の計画とする。

ただし、神奈川における職業能力開発を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画を改定するなど、柔軟に対応する。

4 計画に定める事項

法第7条第2項を踏まえ、計画には次の(1)から(3)までの事項を定める。

- (1) 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- (2) 職業能力の開発の実施目標に関する事項
- (3) 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

5 計画の基本理念（目指す姿）

～一人ひとりが輝きながら働く神奈川～

人生 100 歳時代において、誰もが職業能力を伸ばした上で、一人ひとりに合った多様な働き方を選択できるよう、必要な職業能力開発機会の提供がとても重要であると考える。

そこで、県は、法第3条の規定を踏まえ、若年者、中高年齢者、障がい者、外国人材など、働く意欲のあるすべての人が、その培った能力を発揮して、生涯を通じて生き生きと働き、その能力に応じた適正な待遇が得られるよう、職業能力開発を通じて各人の職業能力を高めるとともに、地域の産業を支える人材を育成し、一人ひとりが輝きながら働くことができる神奈川の実現を目指す。

6 実施目標

基本理念を実現するため、次の5つの「職業能力の開発の実施目標に関する事項」に基づき、職業能力開発施策を総合的かつ計画的に推進していく。

【実施目標Ⅰ】産業構造の変化と技術革新の進展等に適応した人材育成の推進

企業の求める専門人材や、デジタル技術等を利活用できる人材を戦略的に育成するとともに、労働力不足分野における職業訓練等を実施する。

【実施目標Ⅱ】労働者の特性を踏まえた職業能力開発の推進

若者や障がい者、中高年齢者、外国人材、生活困窮者等が、生涯を通じて職業能力を発揮して活躍できるよう、一人ひとりに職業能力開発の向上の機会を提供するとともに、就職を支援する。

【実施目標Ⅲ】職業生活と学校生活等を通じた主体的なキャリア形成の支援

職業人生の長期化、多様化を見据え、労働者自らが主体的にキャリア形成を考えていけるよう、職業生活や学校生活等を通じたキャリアコンサルティング等の支援を推進する。

【実施目標Ⅳ】ものづくり産業の持続的発展と技能の振興及び継承

若い世代を中心に、幅広い世代に対してものづくり分野への関心を醸成していくとともに、高度な技能労働者の育成を支援する。また、技能検定制度等の職業能力評価制度を普及促進するとともに、スキルの「見える化」により技能の可視化を進め、技能労働者の社会的評価の向上を図っていくことで、技能の振興及び継承を行う。

【実施目標Ⅴ】職業能力開発推進体制の充実と情報発信の強化

職業訓練の検証と見直しを行うことに加え、国や民間教育訓練機関等との連携を強化し、より職業能力開発体制を充実させていく。

また、職業能力開発情報へのアクセス性向上を図るため、ホームページやSNS等を活用した効果的な情報発信を強化する。

7 施策の基本となるべき事項

実施目標を実現するため、「施策の基本となるべき事項」に基づき「具体的な施策」を定めた上で推進していく。

実施目標	施策の基本となるべき事項	具体的な施策（主なもの）
I 産業構造の変化と技術革新の進展等に適応した人材育成の推進	(1) デジタル分野における人材の育成の推進	基礎的デジタルリテラシーの習得促進等
	(2) デジタル技術を活用した職業訓練の実施	同時双方向型によるオンライン訓練の推進等
	(3) 次世代産業分野における人材の育成の推進	生成AI活用スキル習得促進等
	(4) 各種リテラシー教育の実施	情報分野における各種リテラシー教育の実施等
	(5) 企業等が求める人材の育成の推進	DXやGXに対応した職業訓練プログラムの開発と実施等
	(6) 労働力不足分野における職業訓練等の実施	介護・福祉、保育、医療分野の職業訓練等の実施等
II 労働者の特性を踏まえた職業能力開発の推進	(1) 若者の職業能力開発の推進	企業における実習を組み入れた実践的な職業訓練の実施等
	(2) 非正規雇用労働者等の職業能力開発の推進	特定世代優先枠の設定等
	(3) 子育て中等の求職者の職業能力開発の推進	育児や介護で通所が困難な受講者に向けた職業訓練の実施等
	(4) 障がい者の職業能力開発の推進	障がい者に向けた施設内における職業訓練の実施等
	(5) 中高年齢者の職業能力開発の推進	中高年齢者向けの職業訓練の実施等
	(6) 外国人材の職業能力開発の推進	産業技術短期大学校における留学生の受入れ等
	(7) 生活困窮者等に配慮した職業能力開発の推進	心理相談員等の配置による相談体制の構築等
III 職業生活と学校生活等を通じた主体的なキャリア形成の支援	(1) キャリアコンサルティングの推進	求人開拓推進員による就職支援等
	(2) 在職者のリスキリング等の支援	リスキリング相談窓口による支援等
	(3) 学校教育と連携したキャリア教育の推進	高等学校・大学等への職業能力開発情報の提供等
	(4) 出張型のキャリア教育の推進	教育機関と連携した職業理解の促進支援等
	(5) 開かれた職業訓練イベントにおける普及啓発	ものづくり体験の機会の提供等
IV ものづくり産業の持続的発展と技能の振興及び継承	(1) ものづくり分野への関心の醸成	ものづくり体験イベントの実施等
	(2) ものづくり分野の高度な技能労働者の育成支援	「かながわものづくり継承塾」の実施等
	(3) 技能労働者の社会的評価の向上の推進	技能検定試験の実施等
V 職業能力開発推進体制の充実と情報発信の強化	(1) 国や民間教育訓練機関等との連携強化	地域職業能力開発促進協議会等を活用した職業能力開発の実施等
	(2) 検証と見直しに基づく職業訓練の充実	訓練生の視点からの評価と主体的学習姿勢の向上等
	(3) 職業訓練等の情報発信の強化	施設内訓練の情報発信等

8 施策の成果目標

計画の基本理念を実現するための5つの実施目標に対する進捗状況を測る尺度として、次の成果目標を設定する。

なお、各成果目標は、直近3年間の実績を踏まえ、計画の最終年度に、最も高い数値を上回るよう設定する。

【実施目標Ⅰ】産業構造の変化と技術革新の進展等に適応した人材育成の推進

総合職業技術校等における情報関連分野の就職者数を目標値に設定し、デジタル技術を利活用できる人材の就職者数を測る。

○ 総合職業技術校等における情報関連分野の就職者数 (定員100、単位:人)

年度	実績				目標					
	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
就職者数 ※	60	73	63	—	65	67	69	71	73	75

※ 就職者数は産業技術短期大学校(情報技術科)、東部総合職業技術校(IoTソリューションコース)及び西部総合職業技術校(ICTエンジニアコース)の合計

【実施目標Ⅱ】労働者の特性を踏まえた職業能力開発の推進

総合職業技術校等の就職者数を目標値に設定し、障がい者などを含めた多様な方の就職者数を測る。

○ 総合職業技術校等における就職者数

(定員1,370、単位:人)

年度	実績				目標					
	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
就職者数 ※	801	767	725	—	760	780	800	820	840	860

※ 職業能力開発センターへの委託訓練を除く。

【実施目標Ⅲ】職業生活と学校生活等を通じた主体的なキャリア形成の支援

総合職業技術校等の定着率を目標値に設定し、総合職業技術校等に入校した訓練生が、関連分野に対して適切にキャリア形成できているかを測る。

○ 総合職業技術校等修了生の3年後の職場定着率

(単位: %)

年度	実績				目標					
	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
定着率 ※1	73.0	85.0	80.3	—	80.5	81.5	82.5	83.5	84.5	85.5
<参考> 定着率 ※2	63.8	73.5	68.9	—	—	—	—	—	—	—

※1 「転職(仕事内容は同じ。)」を含む。

2 離職なし

【実施目標IV】ものづくり産業の持続的発展と技能の振興及び継承

総合職業技術校等のものづくり関連コースにおける就職者数を目標値に設定し、技能を持った人材のものづくり産業への就職者数を測る。

○ 総合職業技術校等のものづくり関連コースの就職者数 (定員 980、単位:人)

年度	実績				目標					
	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
就職者数 ※	607	563	549	—	565	582	599	616	633	650

※ 総合職業技術校の社会サービス分野（給食調理、介護・調理、ケアワーカー）及び神奈川障害者職業能力開発校を除く。

【実施目標V】職業能力開発推進体制の充実と情報発信の強化

総合職業技術校等の応募者数を目標値に設定し、企業や求職者のニーズに合った職業訓練が実施できているか、また、適切に情報発信を行い、県内求職者の職業訓練に結びついているかを測る。

○ 総合職業技術校等の応募者数 (定員 1,370、単位:人)

年度	実績				目標					
	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
応募者数 ※	1,364	1,224	1,080	1,172	1,200	1,234	1,268	1,302	1,336	1,370

※ 職業能力開発センターへの委託訓練を除く。

9 計画に係る状況の把握及び効果検証

第12次計画を効果的・効率的に推進するため、その時々の神奈川の職業能力開発を取り巻く環境や地域の人材ニーズを的確に把握するとともに、当該年度の成果目標の達成状況や施策の進捗状況を把握し、効果検証を行う。

そして、この検証は、毎年度終了後、県自ら実施するほか、「神奈川県職業能力開発審議会」（以下「審議会」という。）において実施するとともに、「神奈川県議会」（以下「議会」という。）等において報告を行い、その結果を施策に反映する。

10 今後のスケジュール（予定）

令和7年12月	計画素案について、県民等の意見募集を実施
～8年1月	
8年2月	第3回審議会にて、計画案を審議
同	計画案を議会に報告
8年3月	審議会から計画案の答申
同	計画を策定、公表

V 職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

「出入国管理及び難民認定法施行規則及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令」の施行により、新たに技能検定試験の成績証明書の発行が必要となり、当該成績証明書の発行に係る手数料について定めるため、「職業能力開発促進法施行条例」（以下「条例」という。）を改正するものである。

2 改正の内容

条例別表第1に、手数料徴収に係る事務「6 技能検定の成績証明書の交付」、手数料の名称「技能検定成績証明書交付手数料」及び金額「400円」を追加する。

別表第1（第10条関係）

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 法第28条第1項の規定に基づく職業訓練指導員免許の申請に対する審査	職業訓練指導員免許手数料	2,300円
2 法第28条第3項の規定に基づく免許証の再交付	職業訓練指導員免許証再交付手数料	2,000円
3 法第30条第1項の規定に基づく職業訓練指導員試験の実施	職業訓練指導員試験手数料	(1) 実技試験 1万5,800円 (2) 学科試験 3,100円
4 政令第3条第2号の規定に基づく合格証書の再交付	技能検定合格証書再交付手数料	2,000円
5 技能検定の合格証明書の交付	技能検定合格証明書交付手数料	400円
6 技能検定の成績証明書の交付	技能検定成績証明書交付手数料	400円

3 今後のスケジュール等（予定）

(1) 施行日

令和8年4月

(2) スケジュール

令和8年2月 条例改正案を議会に提出

令和8年3月 議決後に改正内容を周知